

治験関連文書を電磁的記録として扱う際に確認すべきチェックリスト

1. チェックリストの目的

統一書式及び添付文書（以下、統一書式等）を電磁的記録で授受するための要件について、規制または機密性確保の観点で確認する項目を標準化し、電磁的記録の信頼性確保と手続きの効率化を達成する。

2. チェックリストの内容

実施医療機関での電磁的記録の作成、交付、受領、保存及び破棄の具体的な運用について、厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「治験関連文書における電磁的記録の活用に関する基本的考え方」の一部改正について（H26.7.1）」への適合、機密事項の情報漏洩への対応状況を確認できる項目で構成している。

3. チェックリストの構成

「必須」列で○が付いた項目は、規制等を勘案し対応が必要な事項であり、○が付いていない項目は企業の判断で対応して差し支えない。

「チェック項目」列のチェック項目の「○」、「□」は「○＝いずれかを選択」、「□＝複数選択可」の意図で示している。□（複数選択）についてはチェックをした項目で信頼性を確保できるのであれば、複数選択する必要はない。

「授受」、「保存」列については、交付、受領、保存という行動を示している。なお、仮に保存は電磁で実施せず紙で実施する場合は、保存で○が付いた箇所のチェックは不要となる。

「備考」列は、各チェック項目の留意点を示している。

4. チェックリストの利用方法

治験依頼者、実施医療機関の長、責任医師及びIRB（以下、実施医療機関等）との間において、統一書式等の授受および保存を電磁的記録にて実施する際、予め実施医療機関の体制を当該チェック項目にて確認し妥当性を判断する。なお、チェックの際は以下の点について留意する。

- － 実施医療機関等のSOP等、施設の正式文書（以下、施設文書）の記載を閲覧し対応状況を確認する。
- － 確認した正式文書の名称、版数をメモ欄に記載するが、版数が確認できない場合は作成日等、当該文書を特定できる情報をメモ欄に記載する。
- － 当該文書で確認できない事項については、実施医療機関の長または実施医療機関の長に文書等にて正式に権限を委譲された実務担当者（以下、責任者）との協議により決定し、その結果をメモ欄に記載する。
- － 手順がない項目に関し、協議により実施する確約が得られた場合、メモ欄への記載をもって対応可と判断する。
- － チェック結果は企業側で施設選定資料の一部として保存するが、施設文書にない事項を合意しチェックリストのメモ欄に記載した場合、本記録を実施医療機関が承諾した記録として、SOPに準ずる位置づけとして実施医療機関においても正式文書として保存する（例えば、責任者がチェックリストに署名する等）ことを確認する。
- － 予め実施医療機関により本チェックリストが作成の上、公開されている場合は、最新の運用で公開内容と齟齬がないかを確認するとともに、必要に応じ、規定している正式文書を確認する。また、協議により対応を追加した場合や、削除する場合、該当箇所に追記する、該当箇所を斜線で削除する、もしくはメモ欄に記載する等の方法で、協議内容を記録して保存する措置を講じる。
- － 外部IRBを活用する場合の当該IRBとの電磁的記録の取り扱いは、実施医療機関の長と外部IRBとの契約書が締結されていることを前提に、自施設IRBでの取り扱いと同様に対応する。

5. その他

実施医療機関独自で広く普及しているシステム以外のシステムを構築して電磁的記録の授受・保存を実施する場合、当該システムで担保する三要件（真正性、見読性、保存性）について専門的な評価が必要のため、本チェックシートではシステム専門担当者の判定結果を記載する運用とする。

なお、参考資料としてシステム用チェックリストを添付する。

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
						主な確認資料及びその版数/制定日 1. 治験手続きの電磁化における標準業務手順書(第2版) 2. 治験手続きの電磁化における標準業務手順書 補遺 — DDworksNX/Trial Site利用に関する手順書—(第2版) 3. 治験審査委員会における電磁的記録の活用に関する手順書(第1版) ※本チェックリストについては、電磁的記録の授受及び保存を行うクラウド等システムとして「DDworksNX/Trial Site」を使用する際の確認結果を記すものとする。 (他のクラウド等システムを用いる場合は、別途チェックリストを作成するものとする。)	・同じ確認資料を複数回利用する場合は本メモ欄に記載し、各項目には番号の記載のみでよい
1	○	○	○	実施医療機関の長等の承諾	・電磁的記録として扱う治験関連文書(範囲)の承諾 ☒ ■ SOP等、施設の正式文書の記載 ☐ □ 実施医療機関の長からの確認 ☐ □ 実務担当者からの確認 ・電磁的記録の交付・受領手段の承諾 ☒ ■ SOP等、施設の正式文書の記載 ☐ □ 実施医療機関の長からの確認 ☐ □ 実務担当者からの確認	(確認資料: 1, 2, 3) (版番号:)	・治験関連文書(範囲)および手段の承諾は、いずれの方法でも可 ・外部IRBを利用する場合、IRB-SOP等の記載と契約有無で判断 ・電磁的記録の範囲、授受手段の詳細はNo.2、No.3に記録
2	○	○	○	電磁的記録として扱う治験関連文書	【統一書式で規定される資料】 ■ 書式01、■ 書式02、■ 書式03、■ 書式04 ■ 書式05、■ 書式06、■ 書式08、■ 書式09 ■ 書式10、■ 書式11、■ 書式12、■ 書式13 ■ 書式14、■ 書式15、■ 書式16、■ 書式17 ■ 書式18、■ 書式19、■ 書式20 ■ 詳細記載用書式、■ 参考書式 1、■ 参考書式 2 【統一書式に添付される資料】 ■ 実施計画書 ■ 治験薬概要書 ■ 症例報告書見本 ■ 同意・説明文書 ■ 健康被害の補償に関する資料 ■ 被験者への支払いに関する資料 ■ 治験参加募集手順の資料 ■ 安全性等に関する資料 ■ 治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書 ■ その他の審議資料 【署名等が求められないその他の資料】	(確認資料: 1, 2) (版番号:)	・IRBでの対応の詳細は、IRB-SOPで確認 ・参考書式2については利用を推奨するものではない
3	○	○	○	電磁的記録の交付・受領手段	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☒ ■ e-メール ☐ ■ クラウド等システム(DDworksNX/Trial Site) ☐ ■ DVD-R等の記録媒体 ☐ □ その他() ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2, 3) (版番号:) ※原則として、電磁的記録の授受及び保存についてはDDworksNX/Trial Siteを用いる。受領については、治験依頼者との協議により、e-メールもしくはDVD-R等の記録媒体のいずれか又は複数の手段を用いることもできる。	・資料により授受の手段が異なる場合はメモ欄に記載 ・用いる予定のある交付・受領手段は全てチェックする ・どの手段を利用してもよいが、それぞれで運用方法が異なる点に注意 ・クラウド等システムを利用する場合はNo.26の調査で確認
4	○	○	○	汎用性のあるファイル形式を利用することの指定有無	● 手順あり ☐ ■ PDF ☐ ■ Word ☐ ■ Excel ☐ ■ PowerPoint ☐ □ その他() ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 3) (版番号:)	・独自ファイル形式は将来的に見読性に問題が生じる可能性があるためリスクを踏まえた上で採用する必要がある ・資料によりファイル形式が異なる場合はメモ欄に記載 ・汎用性のないファイル形式の利用は企業ポリシーで判断 ・長期見読性が確保できるか否かを考慮する
5	○	○	○	電磁的手続きの責任者又は実務担当者の規定有無	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ 作成 [■ 責任者 / ■ 実務担当者 / □ 規定なし] ☐ 授受 [■ 責任者 / ■ 実務担当者 / □ 規定なし] ☐ 保存 [■ 責任者 / ■ 実務担当者 / □ 規定なし] ☐ 破壊 [■ 責任者 / ■ 実務担当者 / □ 規定なし] ☐ バックアップ [□ 責任者 / □ 実務担当者 / □ 規定なし] ☐ リストア [□ 責任者 / □ 実務担当者 / □ 規定なし] ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2) (版番号:) バックアップ、リストアについては、No. 25にて定義する。	・規定が無い場合、合意した運用をメモ欄に記載 ・作成・リストアについて、責任者又は実務担当者が必要 ・同一担当者(職名)でも可 ・実施者の規定と必要な教育、教育に基づいた運用が重要 ・独自ルールについてはメモ欄に記載 ex) 治験実施中の保存は責任者、治験終了後は実務担当者 ・治験関連文書を受領した治験協力者等から実施医療機関の長や治験責任医師等に交付されていることが検証できるような記録を保存する必要がある ・実施医療機関外組織が提供するクラウド等システムを利用するためバックアップ・リストアの規定がない場合についてはNo.25も参照
6		○		授受の際のファイル名、フォルダ構造の手順有無	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ 審査管理課 事務連と同一 ☒ ● 施設ルール(詳細はメモ欄) ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2) (版番号:) ファイル名については、本件に関する厚生労働省 事務連絡をもとに治験依頼者と協議し決定する。フォルダ名については、DDworksNX/Trial Siteにより自動的に分類される。	・手順なしを含め、事務連の運用を推奨し標準化を図る
7	○	○	○	電磁的記録の受領確認記録の対応有無	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☒ ■ 受領返信メール ☐ ■ 受領簿の作成(受領者・受領日付・受領内容) ☐ ■ DVD-R等に添付された鑑を保存 ☒ ■ クラウド等システム(DDworksNX/Trial Site)によるログ記録 ☐ □ その他() ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2) (版番号:)	・複数の対応方法がある場合は、それを全て選択 ・どの方法を利用してもよいが、それぞれで運用方法が異なる点に注意 ・クラウド等システムによるログ記録を利用する場合にはNo.26の調査で確認 ・手順がある場合、手順に従った記録状況の確認も重要 ・受領の確認は、宛先間違いや未受領(未開封、休暇等)への対応
8	○		○	保存中の定期的なバックアップ	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ □ 頻度() ☐ □ 障害・災害対策(遠隔地保管/多重化等) ☐ □ 移行前後での内容の同一性確認に関する手順あり ☒ ■ その他(バックアップは、DDworksNX/Trial Site提供ベンダーの責任において実施される) ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:) その他確認資料: 富士通の品質管理システムについて(V9.0)	・方法、頻度の適切性は個別に企業ポリシーで判断 ・手順がある場合、手順に従ったバックアップ状況の確認も重要(参考: 電子文書の長期保存と見読性に関するガイドライン) 1. 耐用年数 CD/DVD-R(RAWなし): 約10年 磁気ディスク(サーバー): 約5年 2. 見読性維持の留意点 災害対策に別地での保管 ・クラウド等システムにより定期的なバックアップを実施する場合についてはNo.26の調査で確認
9	○		○	保存中の電磁的記録の保存条件	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ □ 適切な環境で保存する旨の記載(湿度、温度、照度) ☒ ■ 保存責任者の記載(責任者又は実務担当者) ○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:) 適切な環境で保存する旨の記載については、DDworksNX/Trial Siteのサービスに従う	・埃と温度変化の少ない冷暗所を、保存場所としていれば可 ・DVD-R等はカートリッジ(ケース)保存を推奨 ・適切性は記録媒体毎に手順の妥当性を企業ポリシーで判断 ・授受の際の一時保管の場合は適応外

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
10	☐	☐	☐	電磁的記録のプリンタ等による書面での出力	☒ 出力可能 ☐ 出力不可能(協議結果はメモ欄)		・必要な際に、実際に印刷できることを示せば可
11	☐	☐	☐	電磁的記録を含む秘密保持義務の有無	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 3) (版番号:) ■実施医療機関⇔EPLink 確認資料: 治験等に関する業務提携基本契約 当院⇔EPLink間で締結した契約書に機密情報の取り扱いに関する規定あり ■IRB設置医療機関⇔実施医療機関 確認資料: 治験審査に関する契約書 当院⇔実施医療機関間で締結した契約書に機密情報の取り扱いに関する規定あり ■IRB委員⇔当院 確認資料: 治験審査委員会における電磁的記録の活用に関する覚書 IRB委員⇔当院間で締結した契約書に機密情報の取り扱いに関する規定あり	・IRB資料等、治験契約前の電磁的記録の取り扱いも重要 ・秘密保持契約を締結するか否かは企業ポリシー
12	☐	☐	☐	交付時における機密性確保のための対応	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteによる暗号化通信の利用 ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteによる権限設定管理等 ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:)	・パスワードはフォルダ毎で可 ・電磁的記録の暗号化、パスワードは情報受領後の漏洩を防止 ・クラウド等システムは、情報への権限者以外のアクセスを防止 ・クラウド等システムの権限設定管理を実施する場合についてはNo.26の調査で権限設定管理がバリエーションされていることを確認する
13	☐	☐	☐	保存時における機密性確保のための対応	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteによる権限設定管理等 ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:)	・DVD-R等を保存責任者が管理する場合は管理記録が必要 ・クラウド等システムの権限設定管理を実施する場合についてはNo.26の調査で権限設定管理がバリエーションされていることを確認する
14	☐	☐	☐	IRB審査時に電磁的記録を利用する場合の機密性確保のための対応	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteの暗号化通信の利用 ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteの閲覧制限 ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteによる利用者の権限設定管理等 ☐ ■ IRB委員とIRBとの守秘義務契約 ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄) ☐ 該当せず(利用しない)	(確認資料: 2, 3) (版番号:) ■IRB委員⇔当院 確認資料: 治験審査委員会における電磁的記録の活用に関する覚書 IRB委員⇔当院間で締結した契約書に機密情報の取り扱いに関する規定あり	・機密性確保は企業ポリシーで判断するが、過剰な要求はしない ・「手順あり」は、内容や数ではなく実施しているか否かが重要 ・クラウド等システムによる権限設定管理を実施する場合はNo.26の調査で機密性確保がバリエーションされていることを確認する
15	☐	☐	☐	電磁的記録を再現不可能な方法で破壊する対応の有無	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ ■ DVD-R等用のシュレッダー等での物理破壊 ☐ ■ その他(DDworksNX/Trial Siteのサービスベンダーの記録を確認する) ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2) (版番号:)	
16	☐	☐	☐	電磁的記録の取り扱いに関する教育手順の有無	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2, 3) (版番号:)	・実務前の教育受講が文書化されていれば可 ・教育内容についてはSOPの内容で可 ・信頼性確保に電磁的記録利用システムを用いる場合は、当該システムの利用者教育が必要
17	☐	☐	☐	電磁的記録の取扱いに関し、取扱者への教育記録の有無	☒ 記録あり ☐ 記録なし(協議結果はメモ欄)		・実施日付、教育内容、対象者が入った教育記録が必要
18	☐	☐	☐	授受を行う際、改変を防止もしくは検知できる策を講じる手順の有無	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ ■ 書き込み制限/パスワード ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteによるログ記録 ☐ ■ その他(改変不可なファイル形式での授受) ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 1, 2) (版番号:)	・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・その他の方法(例示) ハッシュ値(改変の検知) 画像PDF(改変の防止) デジタル署名(改変の検知) ・クラウド等システムのログ記録を利用する場合についてはNo.26の調査で改変防止もしくは検知できることがバリエーションされていることを確認する
19	☐	☐	☐	保存中の電磁的記録を改変、消去した際の事実検証に関する手順の有無	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ ■ DDworksNX/Trial Siteによるログ記録 ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:)	・発生毎の記録の際は、実施日付、実施内容、実施者の記録が必要 ・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・クラウド等システムのログ記録を利用する場合についてはNo.26の調査で電磁的記録の改変、消去した際の事実検証が可能なことがバリエーションされていることを確認する
20	☐	☐	☐	保存中の電磁的記録をバックアップする際、データ移行前後で内容に違いがないことを証明する手順の有無	☒ SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ □ 電子的に同一性を確認できる手法 ☐ □ バックアップ前後を目視で確認した記録 ☐ ■ その他(バックアップは、DDworksNX/Trial Site提供ベンダーの責任において実施される) ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:) その他確認資料: 富士通の品質管理システムについて(V9.0)	・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・電子的に同一性を確認する場合は、No.26の調査で当該システムのCSVが必要

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
21	○		○	保存中の電磁的記録を適切に復元(リストア)するための手順の有無	1. 復元(リストア)の手順あり ☐ バックアップからの復元方法 ☒ その他(リストアは、DDworksNX/Trial Site提供ベンダーの責任において実施される) 2. 復元前後での内容の同一性に関する手順あり ☐ 電子的に同一性を確認できる手法 ☐ 復元前後を目視で確認 ☒ その他(リストアは、DDworksNX/Trial Site提供ベンダーの責任において実施される) ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:) その他確認資料: 富士通の品質管理システムについて(V9.0)	・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・災害等によりバックアップからの復元が不可な場合は、交付者からの再交付と記録の作成でも可とする ・電子的に同一性を確認する場合は、No.26の調査で当該システムのCSVが必要
22			○	モニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局の調査時に電磁的記録を直接閲覧させる手順の有無	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☒ DDworksNX/Trial Siteのアカウントの付与 ☒ DVD-R等へ保存したデータの閲覧 ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄) ☐ 該当せず(紙原本で保存)	(確認資料: 1, 2) (版番号:)	・DVD-R等が閲覧用のコピーの場合は、バックアップ手順に準じ、保存された資料と同一であると確認できることが必要
23	○	○	○	原データを含む文書(書式8.12-1, 12-2)について、作成責任者の見解を確認できる手順の有無	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☒ DDworksNX/Trial Siteのログより作成責任者の見解を確認 ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料: 2) (版番号:)	・医療機関内で複数の方法があれば、全て選択 ・クラウド等のシステムログより作成責任者の見解を確認する場合は、No.26の調査で当該システムのCSVが必要
24	○		○	画面をスキャンして電磁的記録として保存する場合、スキャンに関する手順の有無	● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☒ 判読可能(階調・解像度)である事を確認する旨の記載 ☒ 同一性の確認方法 ☒ 記録の作成 ☒ スキャン資料の取り扱い ☐ 手順なし(協議結果はメモ欄) ☐ 該当せず(紙原本で保存)	(確認資料: 1, 2) (版番号:)	・階調・解像度は判読可能であれば可 ex)R.G.B256階調、200dpi程度 ・同一性はスキャン漏れ、見逃し等を確認 ・作成する記録は、スキャンの実施日付・実施内容・作業員 ・スキャン後の資料は、一定期間保存する、もしくはシュレツダー処理等、機密性を確保したうえで処分
25	○		○	実施医療機関外の組織が提供するクラウド等システムを利用し保存する場合	1. GCP第39条2項に基づく契約 ☐ ● 締結済み ☐ 未締結 2. バックアップ ● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ 責任者の指名 ☐ 頻度(1日1回) ☐ 障害・災害対策(遠隔地保管/多重化等) ☒ その他(バックアップは、DDworksNX/Trial Site提供ベンダーの責任において実施される) ☐ 手順なし 3. 復元(リストア) ● SOP等、施設の正式文書に手順あり ☐ 責任者の指名 ☐ 移行前後での内容の同一性確認に関する手順あり ☒ その他(リストアは、DDworksNX/Trial Site提供ベンダーの責任において実施される) ☐ 手順なし 4. 緊急対応(委託先変更時の方策) ☒ 標準的なファイル形式等 ☐ 対応無し、又は詳細不明 ☐ 該当せず(利用しない)	(確認資料: 2) (版番号:) その他確認資料: 富士通の品質管理システムについて(V9.0) 「4. 緊急対応」については、以下の標準的なファイル形式を用いている。 ・Adobe Portable Document Format (PDF) ・Microsoft Word/Excel/PowerPoint	・チェックリスト作成時に契約未締結でも速やかに締結可能であれば可 ・委託先の管理体制は、実施医療機関側を通じた確認事項 ・バックアップについて、No.8、No.20を参考に判断 ・リストアはNo. 21を参考に判断 ・緊急対応は委託先が変わった際の見逃し維持で判断 ・クラウド等システムを利用しているのでNo.26の調査で当該システムのCSVが必要
26	○	○	○	実施医療機関にて広く普及している電磁的記録利用システム以外の電磁的記録利用システムを構築して電磁的記録の授受・保存を実施する場合、当該システムに対するシステム部門の調査結果	● 調査結果 ☒ 適合 ☐ 不適合 ☐ 該当せず(利用しない)	(システム名: DDworksNX/Trial Site)	・電磁的記録利用システムで担保する要件に応じ、専門担当者が判断する